主催：株式会社ＫＡＣＨＩＥＬ

～【初中級向け】相続対策・事業承継に必要な～
「組織再編による株価対策の考え方と実務上の注意点」

令和5年12月7日（木）

税理士法人
レディング

税理士法人レディング　代表
税理士　木村英幸

☑ 合併

☑ 会社分割
→ 分社型分割
→ 分割型分割

☑ 株式移転

☑ 株式交換

株式の評価方法

特定の評価会社

株価計算～会社規模区分～

株価計算～評価方法～

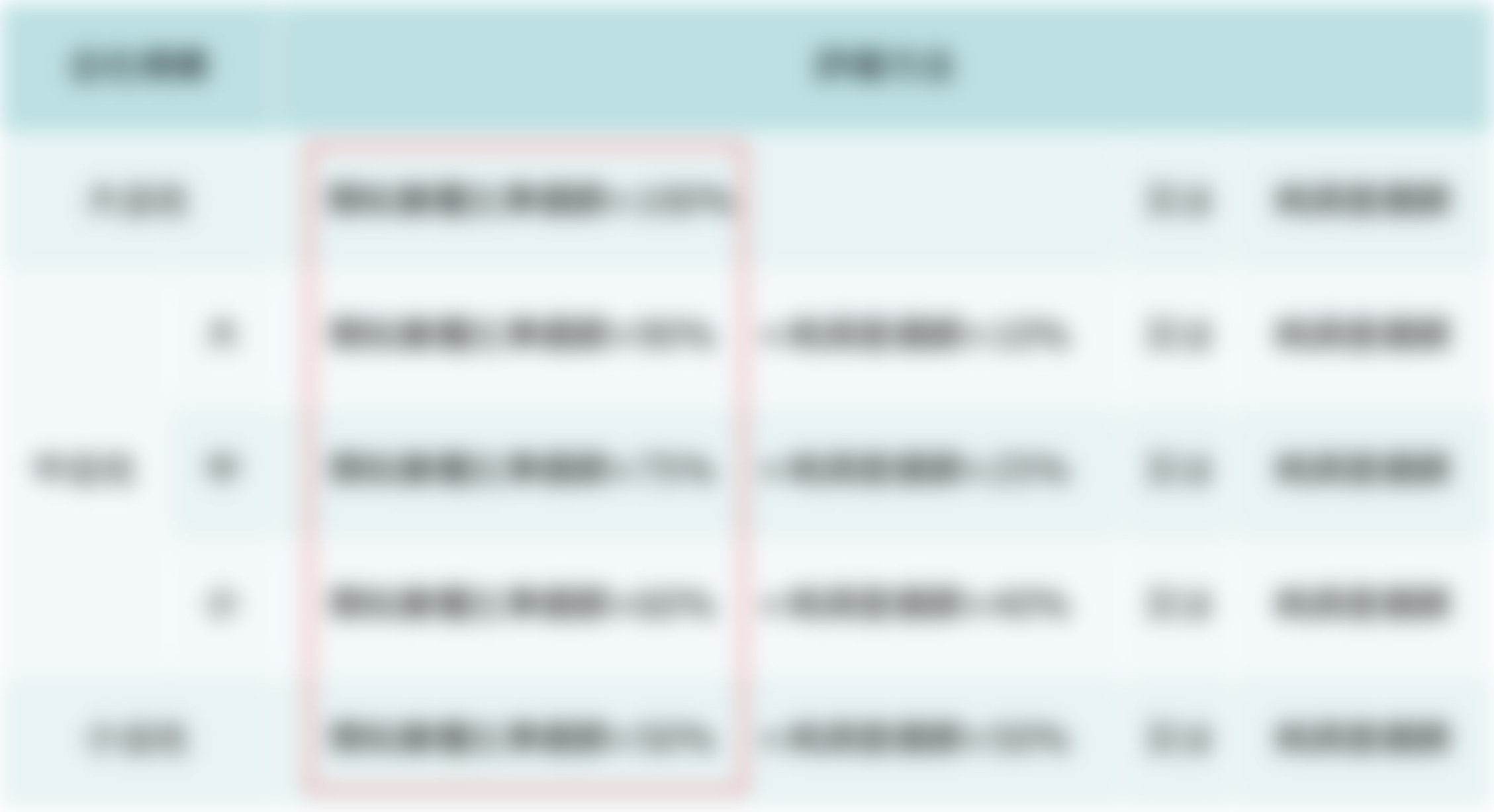

株価計算～計算方法～

株価のイメージ

合併比率等

同族会社の組織再編の会計税務

適格要件

	[illegible]	[illegible]
	[illegible] [illegible]	[illegible] [illegible]
[illegible]	○	○
[illegible]	○ [illegible]	○
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]
[illegible]		○
[illegible]		○

[illegible]

合併

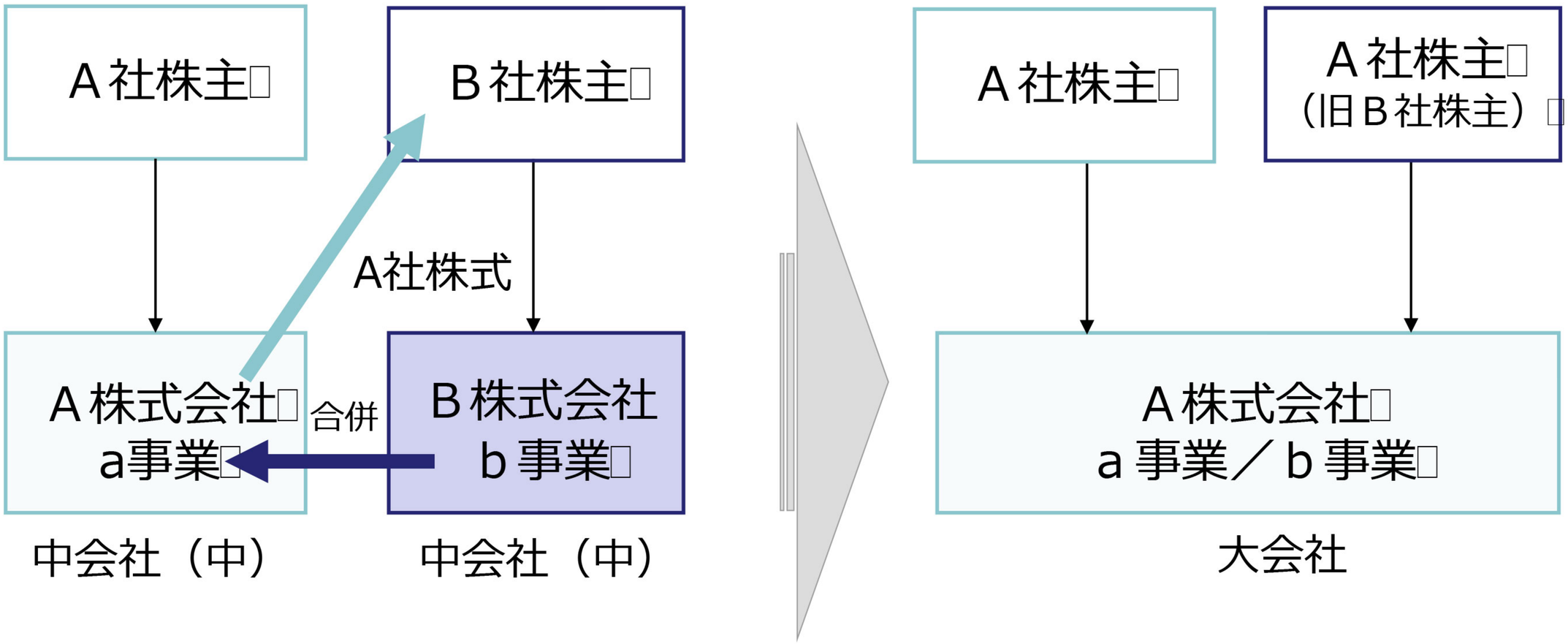

A社・B社の情報

	A社	B社	合併後
直前期末の総資産価額	800,000千円	800,000千円	1,600,000千円
直前期末以前1年間の取引金額	400,000千円	400,000千円	800,000千円
直前期末以前1年間における従業員数	25人	25人	50人
会社規模区分	中会社（中）	中会社（中）	大会社
所得金額	20,000千円	5,000千円	25,000千円
相続税評価額	268,055千円	240,125千円	401,000千円

508,180千円

合併比率

	A社	B社	合併後
時価純資産価額①	500,000千円	500,000千円	1,000,000千円
株式数②	200株	200株	400株
1株当たり時価純資産価額③（①÷②）	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円
合併比率	1	1	
資本金等	10,000千円	10,000千円	20,000千円

A社の会計税務仕訳

B社　　貸借対照表

資産の部　合計 8億	負債の部　合計 3億
	資本金　1,000万 利益剰余金　4.9億 純資産の部　合計 5億

■A社

☑　会計処理（計規35,36）

ｂ事業資産　8億　／　ｂ事業負債　3億
その他資本剰余金　5億※

※合併契約において定められた金額（資本金、資本準備金、その他資本剰余金に任意に配分）又は被合併法人の株主資本をそのまま承継

☑　税務処理
（法法62の2①④,法令123の3,法令8①五,法令9①二）

ｂ事業資産　8億　／　ｂ事業負債　3億
資本金等の額　1,000万
利益積立金　4.9億

A社の合併前の株価

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額（①÷（②−③））	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（①÷50円）
	① 千円 10,000	② 株 200	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 200,000

類似業種と業種目番号	(No.)

類似業種の株価				比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額		1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額		1株(50円)当たりの比準価額	
	課税時期の属する月	月	㋕ 円		評価会社	Ⓑ	円 錢 0	Ⓒ	円 100	Ⓓ	円 2,500	※ ㉓×㉔×0.7	
	課税時期の属する月の前月	月	㋖ 円		類似業種	B	円 錢 6 60	C	円 34	D	円 301	※	
	課税時期の属する月の前々月	月	㋗ 円		要素別比準割合	Ⓑ/B		Ⓒ/C	2.94	Ⓓ/D	8.30	〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕	
	前年平均株価		㋘ 円		比準割合	$\frac{Ⓑ/B + Ⓒ/C + Ⓓ/D}{3}$ = ㉔ 3.74						㉕ 円 953	錢 70
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋙ 円										
	A〔㋕、㋖、㋗、㋘及び㋙のうち最も低いもの〕		㉓ 円 425										

1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）	953円 70錢×$\frac{④の金額\ 50,000円}{50円}$	㉖ 953,700 円

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第4表の㉖、㉗又は㉘の金額）	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額）	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第5表の⑫の記載がある場合のその金額）
	① 円 953,700	② 円 2,500,000	③ 円

中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額	②の金額（③の金額があるときは③の金額）	⑤ 円
	（953,700円×Lの割合 0.75）＋（	2,500,000円×（1−Lの割合 0.75））	1,340,275

B社の株価

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額（①÷（②−③））	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（①÷50円）
	① 千円 10,000	② 株 200	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 200,000

類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
類似業種の株価 課税時期の属する月	月 ㋕ 円	評価会社	Ⓑ 円 錢 0	Ⓒ 円 25	Ⓓ 円 2,500	※ ㉓×㉔×0.7
課税時期の属する月の前月	月 ㋖ 円	類似業種	B 円 6 錢 60	C 円 34	D 円 301	※ 〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕
課税時期の属する月の前々月	月 ㋗ 円	要素別比準割合	Ⓑ/B	Ⓒ/C 0.73	Ⓓ/D 8.30	
前年平均株価	㋘ 円	比準割合	$\frac{Ⓑ/B + Ⓒ/C + Ⓓ/D}{3}$ = ㉔ 3.01			㉕ 円 767 錢 50
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㋙ 円					
A（㋕、㋖、㋗、㋘及び㋙のうち最も低いもの）	㉓ 円 425					

1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）	767円 50錢 × ④の金額 50,000円 / 50円	㉖ 767,500 円

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第4表の㉖、㉗又は㉘の金額）	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額）	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第5表の⑫の記載がある場合のその金額）
	① 円 767,500	② 円 2,500,000	③ 円

中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額	②の金額（③の金額があるときは③の金額）	⑤ 円
	（767,500円 × Lの割合 0.75）＋（	2,500,000円 × (1− Lの割合 0.75)）	1,200,625

A社の合併後の株価

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額（①÷（②−③））	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（①÷50円）
	① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000

類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
類似業種の株価 課税時期の属する月	月 ㋕ 円	比準割合の計算 評価会社	Ⓑ 円 錢 0	Ⓒ 円 62	Ⓓ 円 2,500	※ ㉓×㉔×0.7
課税時期の属する月の前月	月 ㋖ 円	類似業種	B 円 6 錢 60	C 円 34	D 円 301	※
課税時期の属する月の前々月	月 ㋗ 円	要素別比準割合	Ⓑ/B	Ⓒ/C 1.82	Ⓓ/D 8.30	〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕
前年平均株価	㋘ 円	比準割合	$\frac{Ⓑ/B + Ⓒ/C + Ⓓ/D}{3}$ = ㉔ 3.37			㉕ 円 1,002 錢 50
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㋙ 円					
A〔㋕、㋖、㋗、㋘及び㋙のうち最も低いもの〕	㉓ 円 425					

1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）	1,002円	50錢 × ④の金額 50,000円 / 50円	㉖ 1,002,500円

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第4表の㉖、㉗又は㉘の金額）	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額）	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第5表の⑫の記載がある場合のその金額）
	① 円 1,002,500	② 円 2,500,000	③ 円

大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額（②の記載がないときは①の金額）	④ 円 1,002,500

※本来は合併から3年間は純資産評価となる可能性大

合併のメリット・デメリット

■メリット

☑　会社規模区分が大きくなる
　→　類似業種比準価額の割合を多くする

■デメメリット

☑　合併から一定期間は、類似業種比準価額の制限を受ける可能性あり

☑　B社が不動産を保有している場合、合併から3年間は時価評価
　→　課税時期前3年以内取得不動産のため時価評価
　　（財基通185かっこ書）

☑　B社が不動産を保有している場合、登録免許税0.4%負担あり
　→　不動産取得税は非課税

合併による効果

（留意点）～組織再編、不動産取得～

分社型分割

A社・B社の情報

A社・B社の会計税務仕訳

A社の分割前の株価

B社の株価

A社の分割後の株価

分社型分割のメリット・デメリット

■メリット

☑　A社の類似業種比準価額における１株当たり利益が減少
→　類似業種比準価額の上昇が抑えられる

☑　A社の類似業種比準価額における１株当たり純資産価額の上昇が抑制可
→　類似業種比準価額の上昇が抑えられる

■デメメリット

☑　分割から一定期間は、A社の類似業種比準価額の制限を受ける可能性あり

☑　B社は3年間は純資産価額での評価のため株価上昇
→　開業後3年未満の会社

☑　B社に不動産を分割した場合、分割から3年間は時価評価
→　課税時期前3年以内取得不動産のため時価評価

☑　B社に不動産を分割した、登録免許税2%負担あり
→　不動産取得税は一定要件充足で非課税

☑　親会社が株式保有特定会社にならないようにモニタリングが必要
→　親会社が株式保有特定会社になった場合、当初よりも株価は高額になる

株式保有特定会社とは

会社分割に係る不動産取得税の非課税措置

会社分割に係る不動産取得税の非課税措置

（参考）分割型分割

A社の会計税務仕訳

B社の会計税務仕訳

分割型分割のメリット・デメリット

■メリット

☑ M&Aに柔軟に対応可能
→ 継続保有要件は分割承継法人のみでOK

☑ 承継者が複数人いる場合の対応
→ 事業ごとに会社を分けることによってそれぞれの会社を承継可能

■デメメリット

☑ 分割から一定期間は、A社は類似業種比準価額の制限を受ける可能性あり

☑ B社は3年間は純資産価額での評価
→ 開業後3年未満の会社

☑ B社に不動産を分割した場合、分割から3年間は時価評価
→ 課税時期前3年以内取得不動産のため時価評価

☑ B社に不動産を分割した、登録免許税2%負担あり
→ 不動産取得税は一定要件充足で非課税

☑ 当初よりも株価は上がる
→ 会社規模が小さくなる可能性があり。２社分の評価となるため。

株式移転

B社・A社の会計税務仕訳

株式移転による株価対策～株式移転しない場合～

株式移転による株価対策～株式移転した場合～

株式移転のメリット・デメリット

■メリット

☑　株式移転時からA社の株価上昇につき、含み益に対して37%控除可能

→　株式移転時の相続評価がベース（現物出資等受入差額）

⇒　簿価1,000万との差額ではなく、株式移転時の相評との差額

■デメメリット

☑　B社は3年間は純資産価額での評価

→　開業後3年未満の会社

☑　A社の業績（株価）が下がった場合には、効果が受けられない

☑　A社の純資産価額を一部でも使用する場合、純資産価額は37%控除不可

株式交換

A社・B社の情報

株式交換比率

A社・B社の会計税務仕訳

A社の株式交換前の株価

A社の株式交換後の株価

株式交換における均等割

会社計算規則

株式交換のメリット・デメリット

■メリット

☑　Ｂ社の評価額がＡ社に吸収できる可能性あり

→　親会社のポイント

⇒　大会社、純資産が小さい会社を親会社にする

■デメメリット

☑　B社の純資産価額を一部でも使用する場合、純資産価額は37%控除不可

☑　親会社が株式保有特定会社にならないようにモニタリングが必要

→　親会社が株式保有特定会社になった場合、当初よりも株価は高額になる

分割型分割～子会社不動産を親会社に分割～

分割型分割のによる株価対策

分割型分割のメリット・デメリット

■メリット

☑　Ａ社が株式保有特定会社とならないようにすることが可能

→　不動産をどのくらい分割するか借入金の引継ぎなどで株価が変動

■デメメリット

☑　A社で分割により取得した不動産は、分割から3年間は時価評価

→　課税時期前3年以内取得不動産のため時価評価

組織再編を活用した株価対策のまとめ

■事業会社１社のみ

☑　株式移転

→　長期的な株価対策。後継者が若い場合などには有効。

☑　分社型分割

→　分割対象部門が高収益の場合。親会社が大会社となるように設計。

☑　分割型分割

→　M&Aを検討した場合の対応。子供が2人いる場合などの承継に有効。

■事業会社２社以上

☑　合併

→　会社規模区分の拡大。債務超過会社との合併により、純資産の引き下げ。

☑　株式交換

→　親会社を大会社とすることで、子会社の株価が反映されなくなる。

☑　分割型分割

→　子会社から親会社への不動産集約。株特外し。

組織再編を活用した株価対策の留意点

☑　シミュレーションが必要
・組織再編後の類似業種比準価額・純資産価額
・組織再編後の配当還元価額
→子会社の株主が50人以上の場合は調整が必要
・組織再編後の株主構成

☑　組織再編比率でも財産が減少する可能性あり
→再編比率算定によるみなし贈与に注意

☑　株式移転・株式交換時には株価引き下げ必須
→株価を引き下げることによって、37%控除を最大限の活用

☑　許認可の関係、流通税の負担

財産評価基本通達６項

財産評価基本通達6項(この通達の定めにより難い場合の評価)
　この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

【逐条解説】
　評価基本通達に定める評価方法を画一的に適用した場合には、適正な時価評価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられる。
　このため、本項では、そのような場合には個々の財産の態様に応じた適正な時価評価が行えるよう定めている。

相続税法64条1項・4項

相続税法第64条（同族会社等の行為又は計算の否認等）

１　同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

４　合併、分割、現物出資若しくは法人税法第2条第12号の5の2に規定する現物分配若しくは同条第12号の16に規定する株式交換等若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

参考：税大論叢

税理士法人
レディング

税務大学校論叢第 94 号　平成 30 年 6 月

相続税法 64 条と財産評価基本通達 6 項との関係について

－取引相場のない株式を中心として－

加　藤　　浩

（税務大学校研究部教授）

税務大学校論叢第 105 号　令和 4 年 6 月

組織再編成に係る相続税・贈与税の租税回避をめぐる諸問題

森　田　哲　也

（税務大学校研究部教授）

税大論叢：相続税法64条と財産評価基本通達６項の関係について

税理士法人 レディング

○ 評価通達6項と相続税法64条の適用要件等（株式評価額引下げ行為の場合）

	評価通達６項	相続税法64条	
		１項（同族会社等の行為計算否認規定）	４項（組織再編成に係る行為計算否認規定）
適用要件	① 評価対象財産について、評価通達に定めがあること ② ①の定めによって評価することが著しく不適当と認められること ③ 国税庁長官の指示があること ④ 評価通達以外の合理的な評価方法が存在すること	① 対象となる法人は、同族会社等であること ② 対象となる行為等は、同族会社等のものであること ③ 当該行為等を容認した場合、「同族会社等株主等」の相続税等の負担を減少させる結果となること ④ ③の税負担の減少が不当と認められること	① 対象となる行為等は、「合併等関係法人」のものであること ② 当該行為等を容認した場合、「合併等関係法人株主等」の相続税等の負担を減少させる結果となること ③ ②の税負担の減少が不当と認められること
「著しく不適当」／「不当性」の判断	評価通達の評価方法を適用すると、実質的な課税の公平を害することが明らかな場合等「特別の事情」があるかどうかで判断（評価通達を利用した租税回避の存在も含む）	個人と独立かつ対等で相互に特殊関係のない法人との間で行われた場合には、経済合理性を欠く行為等かどうか（独立当事者間取引基準）で判断（経済合理性の判断は取引行為等全体で判断）	組織再編成を租税回避の手段として濫用したかどうか（濫用基準）で判断
否認するもの	評価通達による評価	同族会社等の行為等	「合併等関係法人」の行為等
否認により置き換えられるもの	財産の評価	「同族会社等株主等」の相続税等の課税価格の計算（財産の評価を含む）	「合併等関係法人株主等」の相続税等の課税価格の計算（財産の評価を含む）
否認の方法	国税庁長官指示による評価	通常の行為等（又は行為等がなかった状態）への引直し	
置換え後の評価方法	原則として、評価通達以外の評価方法（行為等後の現況に基づき評価）	評価通達による評価方法（行為等を引直し等して評価）	
否認を行う者	（国税庁長官の指示の上で）税務署長	税務署長	

税理士法人レディング　概要

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。 2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めています。

代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

代表社員：木村　英幸

税理士
行政書士

■　税理士法人レディング　基本データ

■東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085　東京都千代田区六番町1-13-1　ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903　　FAX : 03-6265-4904
URL : https://www.leding.or.jp　Email : info@leding.or.jp

税理士法人レディング　代表社員木村英幸

都内税理士法人にて、相続税申告、組織再編、相続・事業承継対策、金融機関・税理士からの相談対応など、コンサルティング業務に従事。

2017年に独立開業し、富裕層や医療法人の相続・事業承継対策、税理士からの相談業務を中心に活動していたが、2021年に相続事業承継対策専門の税理士法人レディングと経営統合し、代表社員に就任。

主な著書に「はじめて株式評価を行う税理士のための非上場株式の評価に係る資料の収集と分析（税務経理協会）」「目的別 相続対策 選択ガイドブック（新日本法規・共著）」がある。

代表社員：木村　英幸

税理士
行政書士

■　税理士法人レディング

〒102-0085　東京都千代田区六番町13-1　ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903　　FAX : 03-6265-4904
URL : https://www.leding.or.jp　Email : info@leding.or.jp

税理士法人レディンググループのサービスご紹介

税理士法人レディング及びグループ会社では以下のお手伝いをさせていただいております。

税理士の方向けサービス

・相続税申告・対策のサポート
・事業承継のサポート
・財産評価のサポート

【今後ご提供するサービス】

・サブスク型動画研修教材
相続・事業承継の実務知識を講義形式でご提供します！

・SNSを活用したマーケティング支援

保険募集人・FPの方向けサービス

・相続・事業承継対策研究所

書籍などでは得られない相続・事業承継対策に関する実務知識を動画による講義形式でご提供しています。
生命保険などを含む相続・事業承継対策のご提案の仕方も分かります。

https://sozoku-jigyoshokei.jp

一般の方向けサービス

・相続税申告
・事業承継対策
・生前対策
・資産活用

【お知り合いの方にもぜひご紹介ください！】

税理士法人レディング公式LINE
「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

株式会社HKキャピタルの不動産売買仲介サービス

税理士法人レディング

HK CAPITAL

不動産売買案件ご紹介下さい！

税理士法人レディンググループの株式会社HKキャピタルでは、相続税生前対策における売買、相続税納付のための売却、遺産分割のための売却等、相続に関わる不動産売買仲介を中心に、マンション、戸建住宅、収益物件、農地、底地、借地権等幅広い物件に対応しています。

【HKキャピタルに依頼するメリット】

①お客様のご希望に沿った売買仲介を行います！

仲介会社都合の売買仲介は一切行いません。
お客様との信頼関係を第一に、お客様にとって最善の結果となるよう、仲介活動を行います。

②不動産に関する税制を考慮した提案が可能です！

不動産に関する税制を考慮したうえで、最善の結果が得られるプランの提案が可能です。
※売却案件については、税理士法人レディングにて譲渡所得税の申告を承ります！

③業界トップクラスのご紹介料をお支払します！

弊社が受領する仲介手数料の50%を「ご紹介料」としてお支払致します。
例）売買価額1億円の場合：　仲介手数料＝306万円　ご紹介料（50%）＝153万円

HK CAPITAL

株式会社HKキャピタル
TEL：080-9452-9457　FAX：03-6265-4904
Email：d-mochizuki@leding.or.jp　（担当：望月）

LINE公式情報

お問い合わせはLINE公式からもお気軽に！

https://lin.ee/dYWRvbv